

Supported by



THE NIPPON  
FOUNDATION



日本ASL協会  
*Japanese ASL Signers Society*  
特定非営利活動法人

平成25(2013)年度  
日本財団聴覚障害者海外奨学金事業  
第10期留学奨学生募集要項

特定非営利活動法人(NPO)日本ASL(エイエスエル)協会

お問い合わせ/申込先:

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-3-11 飯田橋ばんらいビル701号室

NPO法人日本ASL協会


「日本財団聴覚障害者海外奨学金事業」留学奨学生募集係

FAX : 03-3264-8977

Email: office@npjass.org (代表)

ryugaku@npjass.org (本事業専用)

URL : <http://www.npojass.org/>



平成25(2013)年度  
日本財団聴覚障害者海外奨学金事業  
第10期留学奨学生募集要項

## 1. 趣旨および目的

この事業は日本およびアジア諸国における聴覚障害者の社会的地位向上および教育機関等の発展を目指し、聴覚障害を持つ皆様が現在の日本やアジア諸国で必要と思われる分野で研修を米国で行い、その留学の成果を帰国後の近い将来、留学で学ばれた各分野で実践・貢献していただくことを目的および趣旨としております。

この留学奨学金事業の特徴は、留学奨学生の学歴、年齢、英語とASL(アメリカ手話)能力、資格、留学内容や期間などを限定しないで、留学奨学生の願いや想いの深さと将来に期待できる行動力や将来性に対して奨学金を支給するというところにあります。また、留学奨学生に対し渡米前に語学研修とアドバイスを提供することにより、留学をよりスムーズかつ効果的に行えるよう配慮しています。

日本およびアジア諸国の聴覚障害者と将来を担う聴覚障害児のために、信念を持って数年間の留学に真剣に取り組み、帰国後に米国での留学経験を生かし、自らの願いや想いを実現したいと考える聴覚障害者にとって、本事業が願ってもない大きな機会になることと祈っております。

## 2. 主 催

特定非営利活動法人(NPO)日本ASL(エイエスエル)協会

## 3. 助 成

日本財団

## 4. 派遣人員

若干名

## 5. 留学期間

原則として2～3年。個人の留学計画を相談・検討の上決定します。

## 6. 留学条件

- (1) 留学奨学生として選ばれた方は、原則として平成26(2014)年の各大学などの秋学期開始までに渡米して頂きます。ただし、志望先の入学条件として定められた一定の英語・ASLの能力の基準を満たすことができない場合は、平成27(2015)年秋学期開始までに最長1年間の米国における英語・ASLの研修が受けられます。また、留学目標の志望先が大学および大学院で正式入学の場合は、渡米時期を入学に必要な英語力向上のために最長1年間延長し、その後に米国で1年間の英語・ASLの研修を受けることができます。
- (2) 大学や大学院などに正規入学を希望される方は、入学申し込み時に志望先の入学条件にある英語力などがが必要です。定められた一定の基準を満たしていない方は、特別生としてなど(大学により名称は異なります)で大学や大学院の授業の聴講や、大学によっては研修可能な団体などへ派遣され実習体験ができる場合がありますので、そのような特別生として留学を希望することを明記して下さい。
- (3) 現在、大学および大学院在学中の方で、休学をして留学を希望される方は、最長2年までの特別生などの留学のみ可能です。また、選考後の留学内容や期間などの変更は一切できません。

## 7. 留学先

米国の聴覚障害者受け入れ体制の整っている高等教育機関。

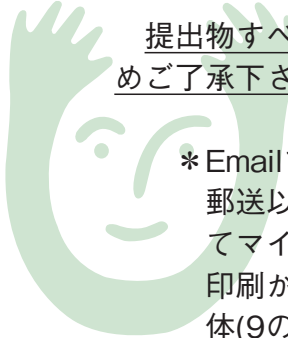
## 8. 応募資格 ※次に挙げるすべての項目を満たす人

- (1) 日本在住の聴覚障害のある本人(身体障害者手帳所持)。
- (2) この事業の趣旨および目的を理解し、将来日本やアジア諸国の社会や教育現場などの職場に貢献したいと志す人。
- (3) 満18才(高校卒業または応募時点で翌年3月に高校卒業見込みも可)以上、年齢の上限は特になし。
- (4) 日常生活において日本の手話を使用している人。
- (5) 米国でASLの習得の意思を持つ人。
- (6) 大学院(修士号)以上の学歴を持たない人。
- (7) 海外生活、留学に耐えられる体力かつ精神力があり、現地の生活に適應でき、米国の入国条件を満たしうる人。
- (8) 国内研修の必修研修に必ず出席できる人。  
\*必修研修日は6月又は7月の土曜日および日曜日の予定。
- (9) 留学目的、留学計画を自ら立案・作成し、それを実行できる人。  
\*ただし、留学奨学生に選ばれた方の留学したい志望校などの機関や留学期間、留学内容等の策定にあたっては、必要に応じて当協会がアドバイスをいたします。
- (10) 新聞、テレビ、その他報道機関等への氏名、住所、障害等に関する発表に応じられる人。
- (11) 不測の事態を含め、全てのリスクは応募者の自己責任とし、当協会と合意書を取り交わすことに異存のない人。

## 9. 応募方法／提出物

- (1) 申込書  
所定書式あり(募集要項P6-7、または当協会ウェブサイトよりダウンロード)
- (2) 写真 ※(1)申込書に貼付
  1. 応募者本人の顔(胸から上)が、正面から写っているもの。
  2. 白黒でもカラー写真でも可。
  3. 縦45～50mm×横30～35mmのもの。
  4. 申し込みの3か月以内に撮影したもの。
  5. 写真の裏に応募者本人の氏名を記入したもの(郵送の場合)。
- (3) 自由作文(日本語)  
テーマ：「自分について(将来の夢を含む)」  
A4サイズ用紙1枚程度  
\*同テーマでの英作文提出は任意です。英作文を提出する場合でも、日本文での作文は必ずご提出ください。  
\*この作文の文章力のみによっての合否決定はありません。
- (4) 映像録画媒体  
種類：デジタルビデオカセットテープ、メモ리카ード、DVD等Windows Media Player(ウィンドウズメディアプレイヤー)又は、Quick Time(クイックタイム)で再生できるもの。  
内容：(3)と同じ内容を日本の手話で話し、5分以内に録画したもの。
- (5) 返信用封筒(郵送での返信を希望する場合)  
合否を通知するための返信用封筒。  
80円切手を貼付した返信用封筒[長形3号(A4用紙が三つ折りで入る大きさ)]に、返信先の住所・氏名をご記入の上、同封。  
\*Emailでの返信を希望される方は、Emailにて合否をお知らせします。





提出物すべてがそろった方のみを受け付けます。また、すべての書類は返却いたしませんので予めご了承下さい。

**\*Emailでの申し込みについて**

郵送以外の方法では、Emailでのデータ添付による申し込みを受け付けます。データはすべてマイクロソフト社のワード(98以上)で作成されたもの、またはAdobe PDFで文書が開け、印刷が可能なものに限りま。録画媒体(9の(4))のみを郵便にて送付される場合は、録画媒体(9の(4))に「他の書類はEmailにて送信済み」と「応募者の氏名」をわかりやすくご記入下さい。

**\*個人情報の秘密保持**

申込書に書かれているすべての個人情報は選考委員会以外の外部に漏れることは一切ありません。申込書などご提出いただいた書類やテープなどは留学奨学生決定後に破棄いたします。

## 10. 応募から第2次選考までの流れ(予定)

- 平成25(2013)年9月7日(土)…応募締め切り \*午後6時までに必着のこと
- 平成25(2013)年9月中旬～10月上旬…第1次選考  
選考委員会が申込書等により選考をし、第1次選考通過者を若干名選出  
\*合否はEmailまたは封書にて通知
- 平成25(2013)年10月12日(土)…第2次選考  
選考委員会が第1次選考通過者を面接・選考し、第2次選考通過者を若干名選出  
\*第2次選考時には、選考に先立って次の書類をご提出下さい。  
(1)自己申告の健康診断書1通(所定の用紙使用) — 提出  
(2)身体障害者手帳(写) — 提出  
\*第2次選考時の交通費、宿泊費(規定金額)を支給します。
- 平成25(2013)年11月初旬…第2次選考結果発表

第2次選考通過者は当協会との合意書に署名捺印をしていただきます。未成年者の場合は、身元保証人の署名捺印も必要となります。

## 11. 奨学生選出後から渡米までの流れ(予定)

- 平成25(2013)年11月…合意書の取り交わし  
留学奨学生として公表  
国内研修などについて相談開始  
\*必修研修と選択研修があります。必修研修は必ず出席が必要です。
- 平成26(2014)年4月末頃まで…留学先決定および志望先からの許可  
選出された留学奨学生は留学先や期間、留学のテーマや内容、費用などについて十分に打ち合わせを行い、自分の留学計画を具体化し、計画書を作成します。  
\*必要に応じて当協会がアドバイスをしますが、大学などとの連絡や申し込み等は当協会は代行はしませんので、基本的には奨学生ご本人にすべて行なっていただきます。
- 平成26(2014)年6月～7月中旬まで…米国ビザ(査証)取得準備および取得  
\*必要に応じて当協会がアドバイスをしますが、当協会は代行はしませんので、奨学生本人にすべて行なっていただきます。
- 平成26(2014)年8月…渡米

## 12. 留学奨学生に支給される費用

### (1) 支給される費用

1. 国内研修時の交通費および宿泊費
2. 往復航空運賃(1回のみ)
3. 留学中の保険加入費
4. 留学中の学費および研修費(2000米ドルまで)
5. 米国滞在中の住居費、食費、交通費等日常生活諸費用 (1500米ドル/月)

\*日本へ一時帰国中の期間(夏・冬の休暇に関係なく)他、連続して2週間以上留学地(都市)を離れる場合は、生活費の支給に制約あり

\*受講クラスで使用するテキスト代はこの生活費から負担

### (2) 奨学生本人が負担する費用

1. パスポート、ビザ等海外渡航準備に要する費用
2. 留学中の個人的な費用(衣服代)や留学計画に含まれない個人的な行動に関する費用(留学に関係ない個人的な旅行の費用など)や日本への一時帰国費用
3. その他留學生活の準備費用(渡米に必要なものの購入や渡米時の荷物の発送料など)
4. 当協会が支給する費用でまかなわれない部分の費用(規定金額をオーバーしてしまった場合など)

## 13. 応募の締め切り

平成25(2013)年9月7日(土)午後6時までに、当協会事務所に必着すること。

※結果発表前の合否についてのお問い合わせは、ご遠慮下さい。

## 14. お問い合わせおよびお申し込み先 (\*表紙に掲載あり)

この事業全体について、またはお申し込みに関するご質問などがありましたら、郵便、FAXまたはEmailにて事業担当者にお問い合わせ下さい。また、留学する大学・大学院や学部、実習先の情報が十分に得られない方なども、お早めにご相談下さい。お電話でのお問い合わせはお受けできません。なお、お問い合わせ、およびご相談は、9月2日(月)までお受けします。

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-3-11 飯田橋ばんらいビル701号室

NPO法人日本ASL協会

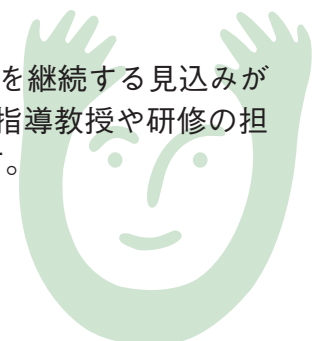
「日本財団聴覚障害者海外奨学金事業」留学奨学生募集係

FAX : 03-3264-8977

Email: ryugaku@npjass.org

## 15. 奨学金の停止または廃止

奨学生が病気やその他の理由により、留学をすることができない、または留学を継続する見込みがなくなったと判断した場合や、留学奨学生の学業の成績が不良となった場合(指導教授や研修の担当責任者が不相当と認めた場合など)は、奨学金の支給を停止または廃止します。



## 特定非営利活動法人(NPO)日本ASL(エイエスエル)協会について

日本ASL協会は、日本に在住する聴覚障害者の国際交流の増進を図るために、ASL=アメリカ手話(American Sign Language)を外国語として指導し、アメリカの手話や聴覚障害者についての理解を深め、グローバル社会におけるあらゆる相互理解や尊重を促し、日本人としての自己確立の足がかりとなるための活動を行っている団体です。

1988年(昭和63年)に先駆団体である「日本ASL協会」が設立され、2002年(平成14年)に「特定非営利活動法人(NPO)日本ASL協会」に発展しました。ASL常設講座や国際手話講座などの社会教育事業、ASLや海外のろう者事情に関する講演会・ワークショップなどの交流・啓発事業、ASL手話通訳・講師派遣事業などを主な事業とし、日本在住の聴覚障害者がさらに国際レベルで活躍できるように、支援活動を行っています。

詳細については、ウェブサイトをご参照下さい。 …… URL <http://www.npojass.org/>  
本事業「聴覚障害者留学ブログ」もご覧下さい。 … URL <http://blog.canpan.info/deaf-ryugaku/>

## 日本財団について

日本財団は競艇の売上金の一部(約2.5%)を財源として、海や船、福祉、ボランティア、国際、芸術、スポーツ、教育などの幅広い活動を支援している団体です。2013年度においては約305億円の予算で様々な事業に助成しています。海や船に関する分野では、海洋船舶に関わる研究開発、航海安全のための国際協力、青少年への海事知識の普及活動を展開しています。文化、教育、社会福祉等に関する分野では、障害者の自立支援、福祉車両の配備などの社会福祉事業、ホスピス・プログラム、子どもの健全育成、環境保全、災害援助、芸術文化・生涯スポーツの推進など、人々の生活や地域に密着した活動を支援しています。海外協力援助活動の分野では、世界各地で人々が直面する貧困、飢餓、病気などの基本的諸問題の解決と、社会発展を担う人材育成のために、国際機関、各国政府、NGOなどと協力して支援活動を展開しています。

詳細については、ウェブサイトをご参照下さい。 … URL <http://www.nippon-foundation.or.jp>

# 第10期留学奨学生申込書

記入日 年 月 日

フリガナ		性別	写真を貼る位置 1. 縦 45～50mm 横 30～35mm 2. 本人単身胸から上 3. 裏面にのりづけ 4. 裏面に氏名記入
氏名		男・女	
住所 (住民票記載の住所 と現在住んでいる 場所が異なる人は 2つお書き下さい)	〒 フリガナ		
FAX番号	( ) —		
Eメールアドレス		@	
携帯メールアドレス		@	
生年月日	昭和・平成	年(西暦 年)	月 日 才
国籍			
身体障害者手帳番号			
現在の勤務先または在学 校名(学年)、および所在地			
学 歴(小学校～過去に在籍および卒業した学校すべて)			
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
職 歴			
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
賞罰・特技 (取得免許など)			
健康状態			
長 所			
短 所			
活 動 (今までやられてい た活動内容など/特 にろう・手話に関連 した活動など)			

渡航経験の有無 (短期留学や観光含む)	ない・ある(↓具体的にご記入下さい)	
英語(読み書き)について *中学・高校時の学習内容や個人学習など全てを含む		
今までに英語を習った経験があるか? ない・ある(↓習った時期や期間・場所など)		
期 間	場 所	内 容 等
年 月 日～ 年 月 日		
ASL(アメリカ手話)またはアメリカで使用されている手話について		
今までにASLなどを習った経験があるか? ない・ある(↓習った時期や期間・場所など)		
期 間	場 所	内 容 等
年 月 日～ 年 月 日		
応募の動機		
留学目的		
留学先および留学期間		
期 間	大学・大学院など	学部やプログラム名など
年 月 日～ 年 月 日		
帰国後について (できるだけ具体的な夢 や考え、計画などを お書き下さい)		
そ の 他 (自分のアピールなど 何でもお書き下さい)		
留学中の日本国内 緊急連絡先・連絡者 (続柄含む)	氏名 〒 フリガナ 住所  電話:( ) - Eメールまたは携帯メールアドレス	続柄 ( )  FAX:( ) -